平成２４年（フ）第２５２９号
福岡市南区警弥郷１丁目28―24カーサ・ピア204号、住民票上の住所福岡市南区野多目３丁目２番１―1103号
債務者　清島　英夫
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２０号
福岡市中央区清川２丁目６番29―201号
債務者　佐保　　剛
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２１号
福岡市中央区清川２丁目６番29―201号
債務者　佐保　　芽
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７５号
福岡市博多区千代１丁目22番27―101号
債務者　草野　智子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７６号
福岡市西区野方３丁目60番11号
債務者　嘉村　寛子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２２５号
福岡市西区拾六町５丁目２番５―102号
債務者　金丸　直美（旧姓伊集院）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２５２号
福岡県大野城市緑ケ丘４丁目５番10号
債務者　永岡　利恵
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２６８号
福岡市南区長丘２丁目５番25号
債務者　後藤　真美
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２６９号
福岡市博多区千代４丁目18番10号
債務者　荒木　淨延
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２８０号
福岡市南区清水４丁目12番７号
債務者　坂田　祐司
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２８１号
福岡市南区清水４丁目12番７号
債務者　坂田　良子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２８２号
福岡市南区桧原７丁目20番21―201号
債務者　小林　真理（旧姓岸川）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２８３号
福岡市東区多の津５丁目５番８―237号
債務者　田中　秀光
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２８６号
福岡市南区大橋１丁目16番16―702号
債務者　山下あずさ（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３１６号
福岡市早良区干隈６丁目１番20―202号
債務者　西梶　博紀
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３３０号
福岡県古賀市花見東３丁目７番４―307号
債務者　松田　隅高
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３３６号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬15番106号
債務者　石本トシ子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３５６号
福岡市博多区博多駅東３丁目３番10―404号
債務者　永利　和弘
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部